再 評 価 書

箇所名	林道三峰局ヶ岳線		事業名	林道事業		課名	治山林道課
中衆恒田				全体事業費	5,817百万円(負担率:国50:県50:他0)		
事業概要			~令和 5年 (下段前回)		5, 179百万円(負担率: 国 50:県 50:他 0)		
事 業 目 的 及 び 内 窓							

(1)所在地

松阪市飯高町下滝野字大平地内の市道虻野線を起点とし、松阪市飯高町富永字三峰地内の林道飯高北奥線を終点としています。

(2)事業の目的

高見山地の南斜面に広がる広大な森林地帯の中央部を横断する基幹林道として、森林整備の促進を図るとともに、小流域ごとに分断している既設路網を接続し、ネットワーク化して利用区域内の森林施業の効率化を図ることを目的とします。

併せて、国道166号の災害時の迂回路や森林レクリエーションのアクセス路として位置付けています。

(3)全体計画

①延長 : 21, 492m

②幅員 : 4.0m

③事業費: 5,817,000千円(250千円/m) ④事業期間: 平成5年度~令和10年度(36年間)

(4)利用区域の森林資源等の状況

当該路線の利用区域面積は2,464ha、うちスギ・ヒノキの人工林が1,757haです。

人工林の60%が11~60年生の間伐対象森林です。

事業主体の再評価結果

1 再評価を行った理由

平成30年に再評価を実施後、一定期間(5年)が経過している事業であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条(3)に基づき再評価を行いました。

2 事業の進捗状況と今後の見込み

(1)事業着手

平成5年度全体計画調査実施、平成6年度から5工区で着工、現在は2工区で実施。

(2)進捗状況(令和4年度末の事業量)

①完成延長 : 20,421m(進捗率:95.0%)

②事業費 : 5, 227, 421千円

(3)課題

計画延長の増加や地質の悪い箇所に対する法面保護対策の追加、及び盛土材の流用に伴い費用が膨らんだことや、希少猛禽類への配慮がより厳しくなったことなどにより、現在の事業計画期間及び全体事業費での完成は困難となっております。

(4)利用区域内の森林整備状況

	R5 調		
期間	整備面積	うち間伐	備考
H25~29	356 ha	317 ha	
H30~R4	250 ha	248 ha	

(5)その他利用区域内の状況

開設が完了した区間においては、作業道が開設され間伐等の森林整備に利用されています。

3 事業を巡る社会経済状況等の変化

- (1)周辺環境の変化
 - ① 松阪市では、令和2年度を始期とする総合計画を樹立し、林業基盤の整備・担い手の育成・林業経営安定の推進を図ることとし、その実現に向け、行政が果たすべき役割として路網整備をあげています。
 - ② 間伐等の森林整備について、森林組合が所有者に森林施業プランを提案して、施業地の集約化を図る「提案型集約化施業」の取り組みが行われています。

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

① 前回再評価時の費用対効果分析の結果

【前回評価時】(H30年時)				
B(便益)	17, 595 百万円			
C(費用)	10, 740 百万円			
B/C	1. 64			

② 費用対効果分析の結果

B/C	B(便益)			C(費用)		
費用便益比	総便益(B)	25, 492	百万円	事業費(C)	13, 626 百	万円
1. 87	・木材生産便益・森林整備経費縮減便益・災害等軽減便益・維持管理費縮減便益・その他の便益	4, 716 16, 412 3, 827 170 367	百万円 百万円 百万円	·林道事業費 ·造林事業費 ·維持管理費	11, 481 百 2, 100 百 45 百	

4-2 その他の効果

災害発生時には国道166号の迂回路として期待されます。

4-3 地元意向

(1)松阪市・受益者

当該林道は地元林業の振興に大きく貢献するものであり、集落間の連絡道としても活用される、利用度の非常に高い路線であることから、継続を望んでいます。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

① 地形にあった波形線形の採用や、路肩の縮減により、土工量及び法面保護工を削減しコスト縮減を図ります。

5-2 代替案

当路線の利用区域内の森林整備を図るとともに、切り出した木材を効率よく運搬する必要な施設として、現時点で95%の進捗があり、代替案の検討よりも現在の計画を進めることが妥当と考えます。

再評価の経緯

平成30年度の再評価においては、事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承されています。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点により再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、コスト縮減と環境配慮に努めながら早期完成を目指し、事業を継続いたしたい。

委員会意見の概要【事業方針作成時に記述】

事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

対応方針【事業方針作成時に記述】

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

事業方針の概要【事業方針作成時に記述】

今後詳細な測量設計を実施していく中で、経済的な線形や工法について検討するなど、コスト縮減に努めるとともに、事業予算の重点的な配分により事業の早期完成を図ります。

- ※1 再評価実施事業は(下段前回)とし、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は(下段当初)とし、当初計画時の内容を 記載する。
- ※2 再評価実施事業は、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は、当初計画時の内容を記載する。
- ※3 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い費用対効果分析の結果を記載する。
- ※4 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い感度分析の結果を記載する。